

## 2017年度 町田市内介護職員初任者研修 一覧表

市内に事業所があり、市内に会場をおく研修で情報提供のあったものです。

2013年4月より、これまでの「訪問介護員養成研修」及び「介護職員基礎研修」は、「介護職員初任者研修」に一元化されました。この研修は、訪問介護事業に従事しようとする方、もしくは在宅・施設を問わず、介護の業務に従事しようとする方が対象になります。

研修の詳細やその他の日程等については、事業所に直接お問い合わせください。

## 【初任者研修】

研修機関 *研修形式	開講期間 自	開講期間 至	開催曜日	主な会場	定員	受講料 (テキスト代込)	お問合せ先
アルファ医療福祉専門学校 *通信形式（自宅学習＋スクーリング）	2017年7月9日	2017年8月30日	短期	森野1-7-8	24名	86,480円	TEL 042-729-1026 FAX 042-721-8411 施設推薦：66,480円、高校生：54,480円 URL <a href="http://www.alpha-net.ac.jp/">http://www.alpha-net.ac.jp/</a>
	2017年7月17日	2017年9月3日					
湘南ケアカレッジ *通信形式 （自宅学習＋スクーリング）	2017年6月2日	2017年6月29日	平日	中町1-17-11 太陽ビル第9 4階	40名	55,000円	TEL 042-710-8656 URL <a href="http://www.shonancarecollege.jp/">http://www.shonancarecollege.jp/</a> 担当：村山
	2017年6月30日	2017年7月27日	平日				
	2017年8月6日	2017年11月26日	日曜				
三幸福祉カレッジ *通信形式（自宅学習＋スクーリング）	2017年6月26日	2017年7月28日	準短期 (月水金)	森野1-33-11 町田森野ビル5F	24名	65,000円 (税別)	TEL 03-3343-2916 <a href="http://www.sanko-fukushi.com/feature/">http://www.sanko-fukushi.com/feature/</a>
資格の大原町田校 *通信形式（自宅学習＋スクーリング）	2017年7月8日	2017年10月28日	土曜	森野1-9-21	24名	82,000円	TEL 042-728-7621 URL <a href="http://machida.o-hara.sc/">http://machida.o-hara.sc/</a> ※大原グループの講座（通学・通信）に初めて お申込みの方は、受講料の他に入学金6,000円 が必要です。
	2017年11月4日	2018年2月24日					
ニチイ学館町田校	◎問合せしてください。						TEL 042-720-8731 教育課

研修機関 *研修形式	開講期間 自	開講期間 至	開催曜日	主な会場	定員	受講料 (テキスト代込)	お問合せ先
未来ケアカレッジ *通信形式（自宅学習＋スクーリング）	2017年6月24日	2017年10月14日	土曜日	原町田6-27-19 平本ビル3階	24名	79,000円	TEL 0120-16-8351 ※キャンペーン価格 54,500円（6月22日申込まで）
	2017年7月26日	2017年9月20日	水曜日 金曜日				TEL 0120-16-8351 ※キャンペーン価格 49,500円（6月22日申込まで）
株式会社ベネッセスタイルケア *通信形式（自宅学習＋スクーリング）	2017年6月12日	2017年7月14日	平日	森野1-7-12 TMビル3階	24名	59,720円	TEL: 0120-922-711
	2017年7月11日	2017年8月18日					

◆ 教育訓練給付制度（問合せ：ハローワーク町田 TEL 042-732-8609）

対象者： ○ 厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

○ 受講開始日において一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが原則1年

以内であり、支給要件期間が3年以上ある方。

※ 対象者としての可否は、ハローワークで確認できます。その際、身分証明書を持参してください。

給付：受講料の最大2割が給付される。

上限額	10万円
制度対象となる受講料 * 給付金最低支給額は、4,000円	20,000円以上（税込）

**※ 教育訓練給付制度が受けられる場合があります。受講前にハローワークに必ず相談してください。**